

市民税非課税世帯を対象とした放課後児童クラブ減免申請手続の基本的な流れ

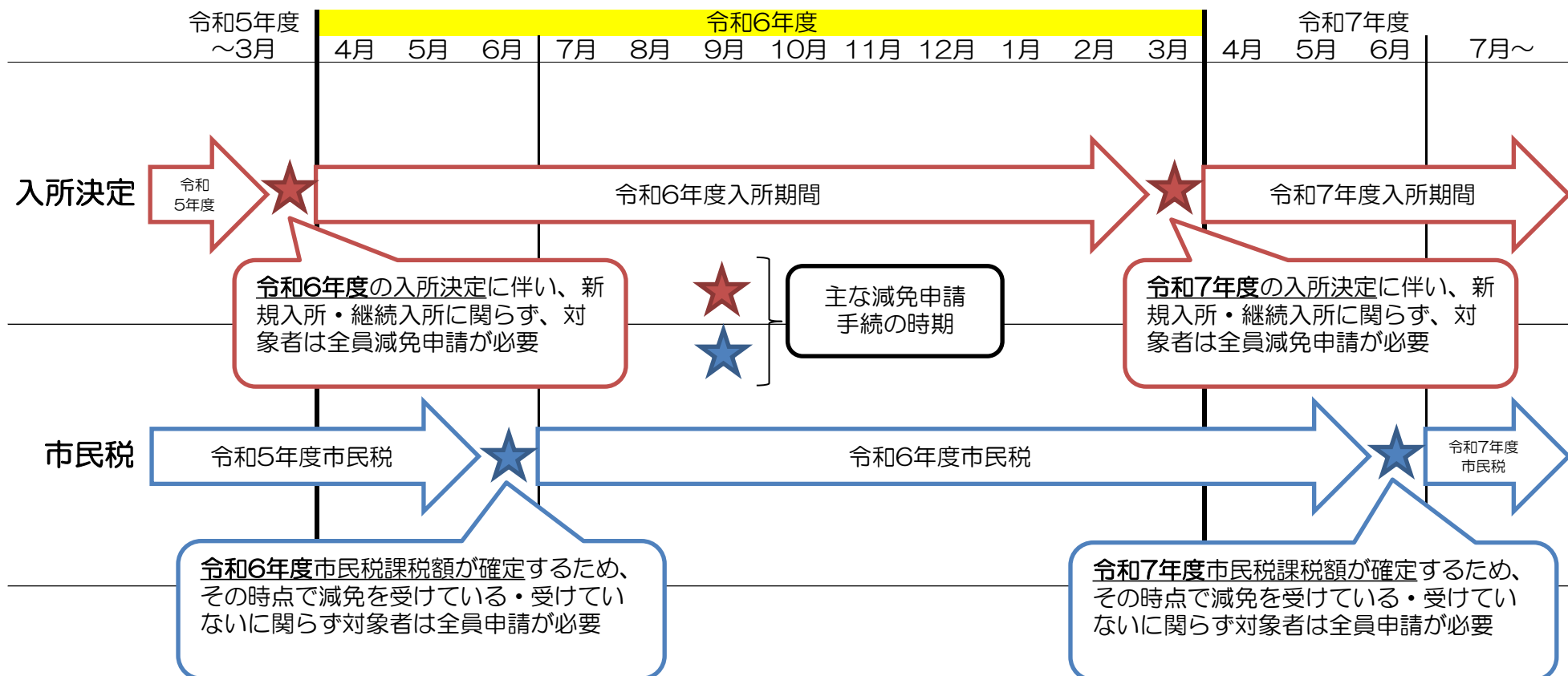
市民税非課税世帯を対象とした放課後児童クラブの減免申請は「入所決定」と「市民税」の2つの流れに沿って手続が必要になります。
 ※減免の対象となるかどうかについては、市民税課税状況によりご確認ください。（入所者全員が減免になるわけではありません。）

◆「入所決定」については、年度単位となるため、入所期間に付随して減免期間も年度末で終了します。よって、新学年になる4月以降については、入所承諾となった際に併せて減免申請を行う必要があります。

◆「市民税」については、毎年6月頃確定するため、6月までは前年度の市民税で減免を判断しますが、7月以降は当該年度の市民税で新たに減免を判断する必要があるため、減免申請を行う必要があります。

入所承諾時期⇒1～3月頃
 市民税の確定⇒6月
 この年2回が基本的な減免申請手続の時期です。（※例外もあります）
 申請忘れのないようご注意ください！

【令和6年4月～令和7年3月に入所している場合のイメージ図】



※入所する期間や市民税額の変更等により、上記の例によらない場合もございます。ご不明な点は子育て支援課までご相談ください。